

投資信託取引約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さまと当社との間の投資信託の取引、投資信託受益権振替決済口座における取引、累積（自動継続）投資取引（別の名称で同様の取引を含みます。以下「累積投資取引」といいます。）またはそれらを組合わせた取引等について、権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条（取引の利用）

- (1) お客さまは、この約款に基づいて次の取引（以下「この取引」といいます。）をご利用できます。
- ① 「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に定める投資信託受益権振替決済口座における取引
 - ② 「投資信託受益権の累積（自動継続）投資約款」に定める投資信託受益権の累積投資取引
 - ③ 「MMF（マネー・マネージメント・ファンド）累積投資契約約款」に定める日々決算型追加型公社債投資信託（MMF型）の受益権の累積投資取引
 - ④ 前各号のほか、当社に申し込み、当社が承諾した投資信託に関する取引
 - ⑤ 前各号の取引を組合わせた取引
- (2) この取引については、この規定の定めによるほか、当社の各取引の約款・規定等により取扱います。

第3条（申込み方法）

お客さまは、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえお届け印にて記名押印し、これを当社の本・支店および営業所（以下「取引店」といいます。）に提出することによって投資信託受益権の取引口座（以下「投資信託口座」といいます。）を開設するものとします。ただし、当社が承諾した場合に限り口座を開設することができます。

第4条（届出事項）

この取引の開始時に、印鑑、名称、代表者、代理人、住所を届出ください。ただし、すでに当社と取引がある場合には、届出いただいている印鑑、名称、代表者、代理人、住所をもって届出があったものとします。

第5条（取引店の範囲）

- (1) 投資信託受益権の預入、引出、払出または投資信託口座の解約等は投資信託口座を開設している取引店で取扱います。
- (2) 前項にかかわらず、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の定めがあるときはその定めによります。

第6条（取扱商品）

- (1) 当社が定める投資信託受益権について取引ができます。なお、取引店または申し込み窓口が限定されている商品もあります。
- (2) 取引の際には、投資信託受益権の投資信託説明書（交付目論見書）の定める所定の手数料、または、当社所定の手数料を申し受けます。

第7条（買付・解約等の申込）

- (1) 当社は、取引の可能な日に限り買付、解約等の申し込みを受付けます。
- (2) 買付、解約の申し込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印のうえ取引店に提出することにより行います。
- (3) 当社は、申し込みいただいた投資信託受益権の投資信託説明書（交付目論見書）所定の方法に従い買付、解約の手続きを行います。
- (4) 買付については、取引店で買付代金の受入れが確認できた場合に限り手続きを行います。また、クローズド期間中の解約については、投資信託受益権の投資信託説明書（交付目論見書）に特に定めがある場合を除き申し込みできません。

(5) クローズド期間中の買取請求は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合で、当社が認めた場合に限り、第2項、第3項に準じて行います。

- ① お客さまが死亡されたとき
- ② お客さまが天災地変その他不可抗力により財産の大部分を消失されたとき
- ③ お客さまが破産手続開始決定を受けたとき
- ④ お客さまが疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当社が認めるとき

第8条 (スイッチングの申込)

- (1) 取扱商品の解約金の全部をもって他の取扱商品の買付代金とし、解約および買付を併せて一組の注文として取り扱うことを「スイッチング」といいます。
- (2) スwitchingの申し込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印のうえ取扱店に提出することにより行います。
- (3) スwitchingは取扱商品のうち、当社が指定する商品間に限り可能とします。
- (4) その他のスイッチングの手続きは前条第1項および第3項の定めに基づいて取扱います。
- (5) スwitchingをお申し込みいただいた場合には、取扱商品の解約金は、そのスイッチングにより買付ける取扱商品の買付代金に充当され、お客さまは当社に対して解約金の支払を請求することができないものとします。

第9条 (金銭の振込先指定)

- (1) 投資信託口座に係わる取引によりお客さまに支払うことになった金銭は、あらかじめ指定を受けた預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）にお振込みいたします。この場合、金銭の受領書の受入れは不要とします。
- (2) 指定預金口座の名義は、原則として取引店のお客さま名義の口座名義と同一としてください。
- (3) 指定預金口座を変更するときには、当社所定の用紙によって届出いただきます。
- (4) 振込みに係る手数料は、当社所定の額をお客さまに負担していただきます。

第10条 (公示催告等の調査)

当社は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

第11条 (届出事項の変更)

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、解約等のご請求には応じません。
この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。
- (4) 届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第12条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項と前項と同様に届出ください。
- (4) 第1項から前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出ください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第13条 (免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第11条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、投資信託受益権の振替等をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消等に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は解約金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替等を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときに、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

第14条 (解約等)

(1) 次の各号のいずれか一つにでも該当する場合には、この契約（この約款に基づく当社とお客さまとの間の契約をいい、以下同じとします。）は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。

- ① お客さまから解約のお申し出があった場合
- ② お客さまが手数料を支払わないとき
- ③ お客さまがこの取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ④ お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明したとき
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - カ. その他アからオに準ずる者
- ⑤ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次に該当する行為をし、当社が契約を継続しがたいと認めたとき
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - オ. その他アからエに準ずる行為
- ⑥ お客さまがこの約款に違反したとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(2) 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。

第15条 (譲渡、担保の設定の禁止)

この取引にかかるいっさいの権利は、当社が認める場合を除き譲渡又は担保を設定することはできません。

第 16 条 (本約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以 上
(2020 年 4 月 1 日現在)